

## 国家戦略特別区域法案についての代表質問

### ○ 平将明君

自由民主党の平将明です。

ただいま議題となりました国家戦略特別区域法案について、自由民主党を代表して質問をいたします。

二十年以上続いた経済の低迷は、我が国経済社会に深刻な影響をもたらしておりましたが、昨年の暮れの政権交代以降、デフレマインドを一掃するための大胆な金融政策という第一の矢、そして、湿った経済を発火させるための機動的な財政政策という第二の矢を放ち、消費と企業業績の回復傾向という形を通じて、国民の間に、そして国際社会の間でも、日本経済の先行きに対する期待の灯がともるまでになりました。

こうした状況で、第三の矢として、六月に、日本再興戦略が打ち出されました。

第一の矢、第二の矢でつくったデフレ脱却への期待を一時的なものに終わらせないためには、企業に眠る膨大な資金を、将来の価値を生み出す投資へと向かわせる必要があります。民間の投資を引き出す際に何よりも重要となるのが、投資先で民間の創意と工夫が十分に発揮できる仕組みが用意されるのか、これまで規制で縛られていた分野がこれからどう変わるのかという点であります。

そこで、本法案ですが、国が定める国家戦略特別区域において、大胆な規制改革を総合的かつ集中的に講ずることを目的とし、国、地方公共団体及び民間事業者の三者が一体となって、総理主導で取り組みを推進する枠組みをつくろうとするものであると認識をしております。

これまで実現できなかった大胆な規制改革、いわゆる岩盤規制と言われるようなものを含め、改革を集中的に推進することにより、経済成長の起爆剤となる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を創出しようとするものであり、大いに評価するものであります。

まず、この法案による規制改革が、民間の投資をどのように引き出して、日本の経済成長にどのようにつながっていくのか、本法案を創設する意義、狙いについて、総理から御

説明を願います。

次に、国家戦略特別区域法案による規制改革の成果について伺います。

これまで、大胆な規制改革の突破口とする観点から、精力的に規制改革の議論を重ねてきたと伺っております。その結果が、十月一日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」や、十月十八日に日本経済再生本部において決定をされた国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針、さらには、本法案にしっかりと反映をされているものと考えますが、一部報道では、規制改革の措置が不十分といった論調も聞かれます。

医療、雇用、教育、まちづくり及び農業、各分野において、岩盤規制と言われ、これまで手をつけられずにきた課題に対し、議論の結果、国家戦略特区では、どこまで岩盤に切り込むことができ、どのような規制改革の成果が上がったのか、担当大臣、新藤大臣に御説明を求めます。

本法案によれば、さまざまな分野にわたる規制改革の内容が盛り込まれており、とりわけ、雇用制度改革に踏み込んだことは大きく、世界トップレベルの雇用環境の実現に向けた一つの成果として、歓迎すべきことと考えます。

しかし、一部報道により、解雇特区やブラック企業特区などといった、全般的な外れな、あしきレッテルを張られてしまったことは、国民に真意が伝わっておらず、まことに残念な事態でありました。

当初から政府で議論されていたのは、解雇自由化などといったことではなかったと理解をしています。現行制度のもとでは、解雇条件が不明確で予測可能性を欠くがゆえに、企業は最初から、正社員の採用を控えることになりがちでした。

今回、雇用ガイドラインを作成し、特区において国、地方、民間が一体となってガイドラインを運用する体制を設けることにしたのは、極めて画期的であり、まさに、雇用の拡大につながるものと考えます。

ただ、問題は、具体的な制度設計と運用です。

例えば、雇用ガイドラインの作成について、厚労省など役所任せにしていたのでは、不

明確なガイドラインをつくるだけにもなりかねません。雇用条件の明確化と雇用拡大に向けて、どこまで本気で取り組むおつもりか、総理の考えをお伺いいたします。

次に、大胆な規制改革を実行していくための強力な体制の構築及び総理のリーダーシップについてお伺いいたします。

精力的な議論の成果として本法案に盛り込まれた規制改革事項は、国家戦略特別区域の指定や区域方針及び計画の作成、内閣総理大臣の認定といった手続を通じ、国家戦略特区において活用されていくことになります。

規制改革について、スピード感を持って強力に実行し、日本経済を中長期的な成長軌道に乗せていくためには、総理大臣のリーダーシップはもとより、本法案により内閣府に設置をされる国家戦略特別区域諮問会議及び特区ごとに設置をされる国家戦略特別区域会議を、迅速かつ大胆な意思決定のできる体制とすることが肝要と考えます。

本法案において、迅速かつ大胆な意思決定を行うことのできる体制をどのように構築をし、実際の組織運営に当たって総理がどのようにリーダーシップを発揮していくのか、総理の考えと決意を求めます。

今回の法案では、いわゆる岩盤規制を含め、従来の総合特区などとはレベルが違う規制改革メニューが提示されていますが、もちろん、これで終わりであってはなりません。次期通常国会、さらに次の会期と、改革メニューの追加を行っていくことが重要と考えます。

特に、今回の改革メニューで抜けているのは、税制であります。

八から九月に行われた自治体、民間からの提案募集では、特区において法人税を格段に思い切って引き下げるなどの提案もあったと承知をしています。こうした提案について、次期通常国会で取り上げるためには、年末に向けて、政府・与党内で早急に議論を進める必要があると考えます。

今後の改革メニューの追加、とりわけ、税制面での特例措置の追加について、総理の見解を伺います。

次に、国家戦略特別区域法に基づく提案の取り扱いについて伺います。

国家戦略特区の構想を具体化するに当たり、広く現場から衆知を集め、大胆な規制改革

等を実行するプロジェクトを組成するため、政府は、地方公共団体及び民間事業者から提案募集を行ったと伺っております。

この提案募集により、全体で二百四十二の団体から、百九十七もの、数多くの提案があったと伺っておりますが、一カ月間という短期間での募集にもかかわらずこれだけの提案があったということは、規制改革に対する期待感のあらわれにほかなりません。

しかしながら、国家戦略特区は、おのずから絞られるものと考えており、これら全ての提案が国家戦略特区として拾い上げられるわけではありません。

そこで、国家戦略特区に対して応募のあった提案の中に、今回の法案や検討方針に盛り込まれなかったものの、日本の構造改革の推進等に資するような、重要で有効な規制改革の提案がある場合、これらについても、実現に向け、政府として支援できる検討プロセスを設けるべきであると考えます。このことについて、政府としてどのように対応されるのか、御見解を伺います。

国家戦略特区として取り組みを行う区域及び特区ごとの区域方針が今後決定されていくものと思われます。実行なくして成長なし。本法案を早期に成立させることはもちろんのこと、成立後、速やかに実際の特区ごとの取り組みに着手をし、強力に進めていくことが重要となります。

最後に、今後の取り組み方針及び総理の決意を伺い、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。